

事務連絡
平成 24 年 1 月 11 日

経済産業省
国土交通省
環境省

} 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ案」について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

昨年 12 月 26 日の地域主権戦略会議において、「広域的实施体制の枠組み（方向性）」が了承されたことを受けて、今年の通常国会に特例法案を提出するため、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を早急に進める必要があります。

つきましては、作用法に規定がある個別の事務・権限に関し、下記により別添の「当てはめ案」（※）についての御意見等を照会いたしますので、御意見等の提出方よろしく願いいたします。

※「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」に係る個別の事務・権限の取扱いについては、昨年 11 月 30 日付け事務連絡「個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ素案」（個表）の事前送付について」にて事務・権限の移譲の検討に当たっての参考にしていただくため、「当てはめ素案」をお示ししたところであり、今回の「当てはめ案」は、「当てはめ素案」を若干修正したものです。

今後、本意見照会の結果を踏まえ、別紙 1 の手順・スケジュールにより、個別の事務・権限の取扱いについての議論を行い、その内容について「アクション・プラン」推進委員会、地域主権戦略会議等での議論を経た上で、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の全体像」の中に盛り込みたいと考えておりますので、御協力方よろしく願いいたします。

なお、個別の作用法に基づかない様々な事務の具体的な取扱いの考え方についても、追って照会する予定です。

記

1. 当てはめ案についての照会事項と御意見等の提出方法

「当てはめ案」について次の（1）～（3）の事項を照会しますので、御意見等がございましたら、様式 1～3 に御記入の上、電子メールにて各省窓口あて御提出いただきますようお願いいたします。（記入に当たっては別紙 2を御参照ください。）

- （1）移譲対象となる事務・権限の確認（様式 1）
- （2）「当てはめ案」では、不都合が生じる懸念があると考えられる場合の事務区分・大臣の並行権限の行使・国の関与についての修正意見（様式 2）
- （3）「当てはめ案」では、不都合が生じると考える事務・権限についての意見（様式 3）

2. 提出期限

平成 24 年 1 月 27 日（金） 17:00（必着）

（御質問は 1 月 13 日（金） 17:00 まで。様式自由）

3. 留意事項

御提出いただきました御意見等については、今後の検討の基礎資料として、「アクション・プラン」推進委員会等に報告・公表することを想定しています。

○今後の事務・権限の検討手順等

【手順の流れ】

- 「当てはめ案」の意見照会（本照会） 締切：1月27日（金）17：00
 - 1 「当てはめ案」の事務区分、大臣の並行権限の行使、国の関与について、個別事務・権限ごとに各省において検討した結果、意見がない事務・権限
 - 「○ 総務省との事前協議」
 - 「○ 出先機関の移譲の全体像への盛り込み」
 - 2 「当てはめ案」では、不都合が生じる懸念がある又は不都合が生じると考える事務・権限
対象となる個別法の条項、不都合の具体的な内容や理由、広域的实施体制への移譲を前提としてそれを解決する方策等について次の区分により意見提出
 - ① 現行法制の中で国と地方の関係を規律する基本的な法律である現行地方自治法の枠組みの範囲内で当てはめ案の修正により不都合が生じる懸念が解決できると考える場合 →「○ 様式2の記入・提出」
 - ② 現行法制の中で国と地方の関係を規律する基本的な法律である現行地方自治法の枠組みの範囲内では不都合が解決できないと考える場合 →「○ 様式3の記入・提出」
- (以下①、②共通)
- 「○ 個別の事務・権限の取扱いについての議論」
 - 「○ 総務省との事前協議」
 - 「○ 出先機関の移譲の全体像への盛り込み」

【手順の詳細（含スケジュール）】

○ 個別事務・権限の取扱いについての議論

- ・「当てはめ案」に関する各省及び地方の意見を踏まえ、個別の事務・権限の取扱いについて、2月から3月にかけて、地域主権担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等を予定。

○ 総務省との事前協議

- ・「当てはめ案」の事務区分、大臣の並行権限の行使、国の関与について、個別事務・権限を所管する各省、地域主権戦略室、地方の間で概ね合意したのから、順次、各省等と地方自治法を所管する総務省との間で、移譲後の事務区分

や国の関与等についての事前協議を実施する予定。

○ 出先機関の移譲の全体像への盛り込み

- ・広域的实施体制、事務・権限移譲、職員・財源の移管の在り方などを盛り込んだ「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の全体像」を3月末を目途に閣議決定する予定。
- ・この「全体像」に基づき、平成24年5月を目途に特例法案の閣議決定を予定。

※上記に関し、必要に応じ、「アクション・プラン」推進委員会、地域主権戦略会議の開催を予定。

※なお、このスケジュールは、今後の事務・権限の検討の大きな方向性を示したものであり、実施時期が若干変動する可能性があります。協議等の実施については別途御連絡します。

○記入方法

1 様式 1 の記入方法

「当てはめ案」の事務・権限について、過不足や事実誤認等ございましたら、記入してください。

ア 修正等に応じて、「修正等の内容」欄のリストから「修正」、「挿入」及び「削除」のいずれかを選択してください。

イ 当てはめ案に記載している「条項」、「事務内容」、「出先機関の長への委任根拠」、「大臣の執行権留保」、「事務の区分（メルクマール）」、「大臣の並行権限の行使」及び「国の関与（メルクマール）」について、誤りがあれば理由を付して赤字（取消し線は黒色で構いません）で記入してください。

2 様式 2 の記入方法

「当てはめ案」の「事務の区分（メルクマール）」、「大臣の並行権限の行使」及び「国の関与（メルクマール）」について、現行法制の中で国と地方の関係を規律する基本的な法律である現行地方自治法の枠組みの範囲内で「当てはめ案」を修正することにより不都合が生じる懸念が解決できると考える場合、その修正案を記入してください。

ア 当てはめ案に記載のある「事務の区分（メルクマール）※1」、「大臣の並行権限の行使」及び「国の関与（メルクマール）※2」について、それぞれ理由を付して貴省の見解を記入してください。

なお、法定受託事務については、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保することから法定受託事務に区分（地方自治法第2条第9項第1号参照）すべきと考えるものについても、その理由を付して記入してください。

※1) 「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）における「法定受託事務とするメルクマール」参照。

※2) 「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）における「自治事務に係る特別の関与のメルクマール」及び「地方分権改革推進委員会第3次勧告」（平成21年10月7日）における「事後報告・届出・通知を許容する場合」参照。

イ 修正や挿入を行う場合は、赤字（取消し線及び「その理由」欄は黒色で構いません）で記入してください。

3 様式3の記入方法

「当てはめ案」では、不都合が生じると考える事務・権限について記入してください。

ア 対象となる「法律名」、「条項」及び「事務内容」を、全て当てはめ案から抜粋していただき、「①『当てはめ案』では不都合が生じると考える理由」、「②広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策」、「③移譲の例外とすべきと考える理由をそれぞれ記入してください。(②と③は、いずれか一方を記入してください。)

イ 「①『当てはめ案』では不都合が生じると考える理由」については、個別具体的な不都合の事例を示しつつ記入してください。

ウ 「②広域的实施体制への移譲を前提として考えられる不都合を解決するための対応策」については、幅広い視点により、不都合を解決して広域的实施体制への移譲を可能とするために必要な対応策について記入してください。

エ 「③移譲の例外とすべきと考える理由」については、広域的实施体制の能力や事務・権限の重要性などを記入するのではなく、不都合を解決するための対応策を十分に検討した上で、どうしても解決することができない不都合が生じることを具体的に説明する内容を記入してください。

また、この場合、移譲の例外としたとしても広域的实施体制の関与を認めるなど、地方の考え方が反映されうるような方策についても併せて記入してください。

4 その他

それぞれの様式（**様式1**、**様式2**及び**様式3**）は、平成24年1月1日現在で施行されている法令に基づき記入してください。同日現在未施行の法令により改正が予定されている場合は、様式1の「修正等の理由等」の欄に改正内容及び施行時期を注記してください。

個表番号: ○-○ 法令名: ○○に関する法律(○○法○○)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	○×	○○の代表者の届出の受理決定	法○○ 令△△	-	-	-	○○法の一部を改正する法律(平成○○年○○月○○日)により条項 ずれが生じたため、条項を修正した。 「事務内容」欄について、条項上、同記載内容の方が適当であるため 変更した。	
挿入	△	報告の徴収	法○○ 令△△	-	-	-	同法施行令○○条に局長への委任権限の記載があるため。	
削除	□	定款変更の認可等	法○○ 規則△△	=	=	=	○○法の一部を改正する法律(平成○○年○○月○○日)により削除 されたため。	

個表番号：〇一〇 法令名：〇〇に関する法律(S〇〇法〇〇)

権限移譲後							
条項	事務内容	事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与	
		事務の区分 メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与 メルクマール	修正の理由
〇〇①	〇〇事業者に対する改善命令	自治 法定受託	〇〇事業者は、金融に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当するのではないか。				
△△②	〇〇販売事業の登録					指示	(i) 同事務は、災害防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、「地方分権改革推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(i)により、国に同関与を認めるのが適当である。
□□②	報告の徴収			○	移譲後も大臣に残る権限(第〇〇条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。		

[用紙番号 ○○省—○]

個表番号	○—○	法律名	○○に関する法律（S○○法○○）
条 項	○○① △△② □□②	事務内容	○○計画に対する指示、公表及び命令 ○○に対する指導及び助言 報告及び立入検査
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

平成24年1月11日

地域主権戦略室

国の出先機関の個別事務・権限の
移譲の検討に係る「当てはめ案」
(個表)

経済産業局

経済産業局目次

区 分	No.	法令名
事務の根拠法に「経済産業局」の記載があるもの（包括委任規定を除く。）	1-①	・ 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
	1-②	・ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）
	1-③	・ 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
	1-④	・ 伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）
	1-⑤	・ 鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）
	1-⑥	・ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）
	1-⑦	・ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）
	1-⑧	・ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）
事務の根拠法に「経済産業局長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務を指定しているもの	2-①	・ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）
	2-②	・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）
	2-③	・ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）
	2-④	・ アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）
	2-⑤	・ 計量法（平成四年法律第五十一号）
	2-⑥	・ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
	2-⑦	・ 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）
	2-⑧	・ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）
	2-⑨	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）
	2-⑩	・ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）
	2-⑪	・ 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）
	2-⑫	・ 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）
	2-⑬	・ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）
	2-⑭	・ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）
	2-⑮	・ 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）
事務の根拠法に「地方支分部局長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務及び委任先「経済産業局長」を指定しているもの	3-①	・ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）
	3-②	・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）
	3-③	・ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）
	3-④	・ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
	3-⑤	・ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）
	3-⑥	・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）
	3-⑦	・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）
	3-⑧	・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）
	3-⑨	・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）
	3-⑩	・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）
	3-⑪	・ 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）
	3-⑫	・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）
	3-⑬	・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）
	3-⑭	・ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）
	3-⑮	・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）
	3-⑯	・ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）
	3-⑰	・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）
	3-⑱	・ 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 3-⑱ | ・ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号） |
| 3-⑳ | ・ 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号） |
| 3-㉑ | ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号） |
| 3-㉒ | ・ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号） |
| 3-㉓ | ・ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号） |
| 3-㉔ | ・ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号） |

1-1 法令名： 自転車競技法(S23法209)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
2	競輪開催前の届出受理(大臣への経由)	法2	—	自治	—	—	法定 (7)			

1-2 法令名: 民事調停法(S26法222)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<27~30>	経済産業局長の意見陳述等 ※法33において準用	法33	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)②			

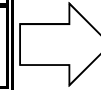
1-3 法令名： 小型自動車競走法(S25法208)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4	競走開催前の届出	法4	—	—	—	—	法定 (7)			

1-4

法令名： 伊東国際観光温泉文化都市建設法(S25法222)

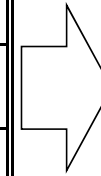
条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3②	事業執行者が観光温泉資源の保護のため、鉱業又は採石業に関する者について禁止又は制限行為をしようとする場合の事前同意	法3②	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)②			

1-5 法令名： 鉱業法施行法 抄(S25法290)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
12②	鉱業権の鉱区が重複する場合における経産局長の決定の申請の受理	法12②	—	—	—	—
13④	補償金に関する経産局長の決定の申請の受理	法13④	—	—	—	—
26	錯誤を訂正するための鉱業権の取消し又は変更の処分	法26	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			

1-6 法令名: 採石法(S25法291)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9①	採石権の設定、譲受についての協議の許可	法9①	—	—	—	—
10①②	許可の基準等	法10①②	—	—	—	—
11	許可の通知	法11	—	—	—	—
12	採石権決定の申請の受理	法12	—	—	—	—
13①②	申請書の副本の交付等	法13①②	—	—	—	—
14①②	土地についての新たな権利設定の許可、採石権の変更、消滅の許可等	法14①②	—	—	—	—
15①～③	変更後の権利買取通知等	法15①～③	—	—	—	—
16①～④	採石権設定の決定基準等	法16①～④	—	—	—	—
17①②	意見の聴取	法17①②	—	—	—	—
18	公害等調整委員会の承認	法18	—	—	—	—
19①～③	採石権設定等の決定	法19①～③	—	—	—	—
20②	決定の方式	法20②	—	—	—	—
24②	担保の提供の決定	法24②	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			

1-6

法令名： 採石法(S25法291)

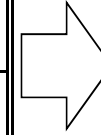
条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
27	処分の制限の登記のまつ消	法27	—	—	—	—
28	存続期間の更新の決定	法28	—	—	—	—
29①②	採石権の存続期間の決定等	法29①②	—	—	—	—
34②～④ ⑥	鉱業権者との協議	法34②～ ④⑥	—	—	—	—
36①～③ ⑤⑥	他人の土地使用に係る許可等	法36①～ ③⑤⑥	—	自治	—	—
36の2③	他人の土地使用の手続の保留に係る公告等	法36の2 ③	—	—	—	—
37③	土地の使用又は使用の許可に関する書類の送付	法37③	—	—	—	—
38	審査請求についての鉱業法の準用	法38	—	—	—	—
41	処分の公示	法41	—	—	—	—
42①	報告及び検査	法42①	法42①	自治	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			

1-7

法令名： 租税特別措置法(S32法26)

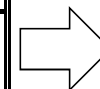
条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
70の7 ②⑤⑥	非上場株式等についての贈与税の納税猶予に係る通知等	法70の7 ②⑤⑥	法70の7 ②⑤⑥	—	—	—
70の7の2 ②⑤⑥	非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る通知等	法70の7 の2 ②⑤⑥	法70の7 の2 ②⑤⑥	—	—	—
70の7の4 ①⑤⑥	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予に係る通知等	法70の7 の4 ①⑤⑥	法70の7 の4 ①⑤⑥	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治		通知 (6①)	
自治		通知 (6①)	
自治		通知 (6①)	

1-8 法令名: 砂利採取法(S43法74)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
30③	審査請求についての鉱業法の準用	法30③	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)②			

2-① 法令名： 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (H21法80)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4①③④	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の認定	法14 規則8①	規則8①	—	—	—
<4③④>	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更の認定※法5④において準用	法14 規則8①	規則8①	—	—	—
5①~③	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更等	法14 規則8①	規則8①	—	—	—
13①	認定商店街活性化事業者に対する報告の徴収	法14 規則8①	規則8①	—	—	—
6①③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の認定	法14 規則8②	規則8②	—	—	—
<6③>	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更の認定 ※法7④において準用	法14 規則8②	規則8②	—	—	—
7①~③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更等	法14 規則8②	規則8②	—	—	—
13②	認定商店街活性化支援事業者に対する報告徴収	法14 規則8②	規則8②	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告 (6①)	
自治	○	事後報告 (6①)	
自治	○	事後報告 (6①)	
自治	○	事後報告 (6①)	
自治	○	事後報告 (6①)	
自治	○	事後報告 (6①)	
自治	○	事後報告 (6①)	

2-②

法令名： 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(H20法33)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
12①	経済産業大臣の認定(非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例の適用の前提となるもの)	法16 規則19①	規則19①	—	—	—	自治	○	事後報告 (6①)	

2-③ 法令名： 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(H18法33)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①	特定研究開発等計画の認定	法13 規則7	規則7	—	—	—	自治	○	事後報告 (6①)	
5①②	特定研究開発等計画の変更等	法13 規則7	規則7	—	—	—	自治	○	事後報告 (6①)	
12	報告徴収	法13 規則7	規則7	—	—	—	自治	○	事後報告 (6①)	

2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3①②	製造の許可	法43 令4① I	—	—	—	—
7②	製造事業者の地位承継届出の受理	法43 令4① I	—	—	—	—
8①②	変更の許可等	法43 令4① I	—	—	—	—
9②	製造事業者による業務報告の徴収	法43 令4① I	—	—	—	—
10	業務改善命令	法43 令4① I	令4① I	—	—	—
11①	廃止の届出	法43 令4① I	—	—	—	—
12	許可の取消し等	法43 令4① I	令4① I	—	—	—
13①	必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4① I	—	—	—	—
14	製造事業者名簿の閲覧等	法43 令4① I	—	—	—	—
40①②	報告及び立入検査(製造事業者に係るものに限る)	法43 令4① I	令4① I	—	—	—
4Ⅲ	試験研究製造の承認の申請受理	法43 令4① II	—	—	—	—
40①②	報告及び立入検査 ※40①(4Ⅲの承認を受けた者に係るものに限る)、 40②(承認試験研究製造者に係るものに限る)	法43 令4① II	令4① I	—	—	—
9③	製造業者からの亡失等の報告の徴収	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
法定 (1)			
自治			
法定 (1)			
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治	○		
自治			

2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<9③>	輸入業者からの亡失等の報告の徴収 ※法20において準用	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	—
<9③>	販売事業者からの亡失等の報告の徴収 ※法25において準用	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	—
<9③>	許可使用者からの亡失等の報告の徴収 ※法30において準用	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	—
13①	製造事業者の相続人による必要な行為の継続の申請の受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	—
19①	輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	—
24①	販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	—
29①	許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	—
15	酒母等の移出の承認	法43 令4①Ⅴ	—	—	—	—
16①②	輸入の許可	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	—
19①	輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	—
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	—
<8①②>	変更の許可等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	—
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<10>	業務改善命令 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	令4① I	—	—	—
<11①>	廃止の届出 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	—	—	—	—
<12>	許可の取消し等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	令4① I	—	—	—
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	—	—	—	—
40①②	報告及び立入検査 (輸入事業者に係るものに限る)	法43 令4①VI	令4① I	—	—	—
17ただし書	試験研究輸入の承認	法43 令4①VII	—	—	—	—
40①②	報告及び立入検査 ※40①(法第17条ただし書の承認を受けた者に係るものに限る)②(承認輸入者に係るものに限る)	法43 令4①VII	令4① I	—	—	—
21①②	販売の許可	法43 令4①VIII	—	—	—	—
24①	販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①VIII	—	—	—	—
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	—	—	—	—
<8①②>	変更の許可等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	—	—	—	—
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	—	—	—	—
<10>	業務改善命令 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	令4① I	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (1)			
自治			
法定 (1)			
自治			
自治	○		
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
法定 (1)			

2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<11①>	廃止の届出 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①Ⅷ	—	—	—	—
<12>	許可の取消し等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①Ⅷ	令4① I	—	—	—
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①Ⅷ	—	—	—	—
40①②	報告及び立入検査 ※販売事業者に係るものに限る	法43 令4①Ⅷ	令4① I	—	—	—
22①ただし書	譲渡の承認	法43 令4①Ⅸ	—	—	—	—
26①②	使用の許可	法43 令4① x	—	—	—	—
29①	許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4① x	—	—	—	—
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4① x	—	—	—	—
<8①②>	変更の許可等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4① x	—	—	—	—
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4① x	—	—	—	—
<10>	業務改善命令 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4① x	令4① I	—	—	—
<11①>	廃止の届出 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4① x	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
法定 (1)			
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
法定 (1)			
自治			

2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<12>	許可の取消し等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①x	令4①I	—	—	—
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①x	—	—	—	—
<40①②>	報告及び立入検査 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①x	令4①I	—	—	—
32①②③	担保の提供命令等	法43 令4①XI	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (1)			
自治			
自治	○		
自治			

2-⑤ 法令名: 計量法(H4法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
40①	特定計量器の製造事業の届出の受理	法169 令43①	—	法定(7) 【経由】	—	—
42①	届出製造事業者の変更の届出の受理	法169 令43①	—	法定(7) 【経由】	—	—
<42①>	届出修理事業者の変更の届出の受理 ※法46②において準用	法169 令43①	—	自治	—	—
44	特定計量器の製造時の検査に係る届出製造事業者に対する改善命令	法169 令43①	令43①た だし書	—	—	—
45①	届出製造事業者の事業廃止の届出の受理	法169 令43①	—	法定(7) 【経由】	—	—
<45①>	届出修理事業者の事業廃止の届出の受理 ※法46②において準用	法169 令43①	—	自治	—	—
46①	特定計量器の修理事業の届出の受理	法169 令43①	—	自治	—	—
48	特定計量器の修理時の検査に係る届出製造事業者又は届出修理事業者に対する改善命令	法169 令43①	令43①た だし書	自治	—	—
147①	届出製造事業者等からの報告徴収	法169 令43①	令43①た だし書	自治	—	—
148①	届出製造事業者等への立入検査	法169 令43①	令43①た だし書	自治	—	—
149①	計量器等の提出命令	法169 令43①	令43①た だし書	自治	—	—

※最大需要電力計、電力量計又は無効電力量計の製造又は修理の事業を行う者(当該事業に係る工場若しくは事業場又は事業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に限る。)に関するもの(令43①)

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
法定(1)			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治	○		
自治	○		

2-⑤ 法令名: 計量法(H4法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
127①	適正計量管理事業所の指定	法169 令43②	—	—	—	—
127②	適正計量管理事業所の指定申請書の受理	法169 令43②	—	法定(7) 【経由】	—	—
127④	適正計量管理事業所の指定申請者に対する検査結果の受理	法169 令43②	—	法定(7) 【経由】	—	—
131	適正計量管理事業所に対する適合命令	法169 令43②	—	—	—	—
132	適正計量管理事業所の指定取消	法169 令43②	—	—	—	—
<62①>	指定を受けた適正計量管理事業所の変更の届出の受理※法133において準用	法169 令43②	—	—	—	—
<65>	指定を受けた適正計量管理事業所の廃止の届出の受理※法133において準用	法169 令43②	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-⑥ 法令名： 特定商取引に関する法律(S51法57)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
6の2	販売業者に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
7	販売業者等に対する指示	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
8	販売業者等に対する業務の停止命令等	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
34の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
36の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
38	統括者等に対する指示	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
39	連鎖販売取引の停止命令等	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
43の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
44の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
46	役務提供事業者等に対する指示	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
47	役務提供事業者等に対する業務の停止命令等	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
52の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
54の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I	令20② I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	

2-⑥ 法令名： 特定商取引に関する法律(S51法57)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
56	業務提供誘因販売業者等に対する指示	法69③ 令20②I	令20②I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
57	業務提供誘因販売業取引の停止命令	法69③ 令20②I	令20②I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20②I	令20②I	自治	令19①	—
66①~④	報告及び立入検査	法69③ 令20②I	令20②I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
<66①~③>	報告及び立入検査 ※法66⑥において準用	法69③ 令20②I	令20②I	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)
12の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、販売業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20②II	令20②II	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)
14	販売業者等に対する指示	法69③ 令20②II	令20②II	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)
15	販売業者等に対する業務の停止命令	法69③ 令20②II	令20②II	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20②II	令20②II	自治	令19②	—
66①~④	報告及び立入検査	法69③ 令20②II	令20②II	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)
<66①~③>	報告及び立入検査 ※法66⑥において準用	法69③ 令20②II	令20②II	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)
21の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、販売業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20②III	令20②III	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)
22	販売業者等に対する指示	法69③ 令20②III	令20②III	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	—	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	
自治	○	事後報告6②	

2-⑥ 法令名： 特定商取引に関する法律(S51法57)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
23	販売業者等に対する業務の停止命令	法69③ 令20②Ⅲ	令20②Ⅲ	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)	自治	○	事後報告6②	
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20②Ⅲ	令20②Ⅲ	自治	令19③	—	自治	○		
66①②③	報告及び立入検査	法69③ 令20②Ⅲ	令20②Ⅲ	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)	自治	○	事後報告6②	

2-⑦ 法令名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3	揮発油販売業者の登録	法23 令1②	—	—	—	—
4①	揮発油販売業者の登録の申請受理	法23 令1②	—	—	—	—
5	揮発油販売業者登録簿の登録及び通知	法23 令1②	—	—	—	—
<5>	揮発油販売業者登録簿の変更登録及び通知 ※法8②5において準用	法23 令1②	—	—	—	—
6	揮発油販売業者の登録の拒否等	法23 令1②	—	—	—	—
<6>	揮発油販売業者の変更登録の拒否等 ※法8②において準用	法23 令1②	—	—	—	—
7②	揮発油販売業者の承継に係る届出受理	法23 令1②	—	—	—	—
8①③	揮発油販売業者の変更登録受理	法23 令1②	—	—	—	—
9	揮発油販売業者の廃止の届出受理	法23 令1②	—	—	—	—
12	揮発油販売業者の登録の消除	法23 令1②	—	—	—	—
14②	揮発油販売業者が品質管理者を選任(解任)したときの届出	法23 令1②	—	—	—	—
16の2②	揮発油の分析の委託	法23 令1②	—	—	—	—
18②	揮発油の使用の節減のための措置勧告	法23 令1②	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-⑦ 法令名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
12の2	揮発油特定加工業者の登録	法23 令1③	—	—	—	—	自治			
12の3①	揮発油特定加工業者の登録の申請受理	法23 令1③	—	—	—	—	自治			
12の4	揮発油特定加工業者登録簿の登録及びその通知	法23 令1③	—	—	—	—	自治			
<12の4>	揮発油特定加工業者登録簿の変更登録及びその通知※法12の6②において準用	法23 令1③	—	—	—	—	自治			
12の5	揮発油特定加工業者の登録の拒否等	法23 令1③	—	—	—	—	自治			
<12の5>	揮発油特定加工業者の変更登録の拒否等※法12の6②において準用	法23 令1③	—	—	—	—	自治			
12の6①③	揮発油特定加工業者の変更登録受理	法23 令1③	—	—	—	—	自治			
<7②>	揮発油特定加工業者の承継に係る届出受理※法12の8において準用	法23 令1③	—	—	—	—	自治			
<9>	揮発油特定加工業者の廃止の届出受理※法12の8において準用	法23 令1③	—	—	—	—	自治			
<12>	揮発油特定加工業者の登録の消除※法12の8において準用	法23 令1③	—	—	—	—	自治			
12の9	軽油特定加工業者の登録	法23 令1④	—	—	—	—	自治			
12の10①	軽油特定加工業者の登録の申請受理	法23 令1④	—	—	—	—	自治			
12の11	軽油特定加工業者登録簿の登録及びその通知	法23 令1④	—	—	—	—	自治			

2-⑦ 法令名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<12の11>	軽油特定加工業者登録簿の変更登録及びその通知※法12の13②において準用	法23 令1④	—	—	—	—	自治			
12の12	軽油特定加工業者の登録の拒否等	法23 令1④	—	—	—	—	自治			
<12の12>	軽油特定加工業者の変更登録の拒否等 ※法12の13②において準用	法23 令1④	—	—	—	—	自治			
12の13① ③	軽油特定加工業者の変更登録受理	法23 令1④	—	—	—	—	自治			
<7②>	軽油特定加工業者の承継に係る変更届出受理 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	—	—	—	—	自治			
<9>	軽油特定加工業者の廃止の変更届出受理 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	—	—	—	—	自治			
<12>	軽油特定加工業者の変更登録の消除 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	—	—	—	—	自治			
<7②>	軽油特定加工業者の承継に係る届出受理 ※法12の15において準用	法23 令1④	—	—	—	—	自治			
<9>	軽油特定加工業者の廃止の届出受理 ※法12の15において準用	法23 令1④	—	—	—	—	自治			
<12>	軽油特定加工業者の登録の消除 ※法12の15において準用	法23 令1④	—	—	—	—	自治			
17の2	揮発油販売業者に対する指示	法23 令1⑤ I	令1⑤	—	—	—	自治	○		
<17の2>	軽油販売業者に対する指示 ※法17の7②において準用	法23 令1⑤ I	令1⑤	—	—	—	法定 (1)			
<17の2>	灯油販売業者に対する指示 ※法17の9②において準用	法23 令1⑤ I	令1⑤	—	—	—	法定 (1)			

2-⑦ 法令名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<17の2>	重油販売業者に対する指示 ※法17の11④において準用	法23 令1⑤Ⅰ	令1⑤	—	—	—
17の6③ ~⑤	揮発油販売業者に対する標準揮発油の表示法の改善等の指示等	法23 令1⑤Ⅰ	令1⑤	—	—	—
<17の6③ ~⑤>	軽油販売業者に対する標準軽油の表示法の改善等の指示等※法17の7②において準用	法23 令1⑤Ⅰ	令1⑤	—	—	—
<17の6③ ~⑤>	灯油販売業者に対する標準灯油の表示法の改善等の指示等※法17の9②において準用	法23 令1⑤Ⅰ	令1⑤	—	—	—
17の5	揮発油生産業者等に対する指示	法23 令1⑤Ⅱ	令1⑤	—	—	—
<17の5>	軽油生産業者等に対する指示 ※法17の8⑤において準用	法23 令1⑤Ⅱ	令1⑤	—	—	—
<17の5>	灯油生産業者等に対する指示 ※法17の10④において準用	法23 令1⑤Ⅱ	令1⑤	—	—	—
<17の5>	重油生産業者等に対する指示 ※法17の12④において準用	法23 令1⑤Ⅱ	令1⑤	—	—	—
20①~③	報告徴収及び立入検査	法23 令1⑤Ⅲ ~Ⅴ	令1⑤	—	—	—
17の4④	揮発油輸入業者による揮発油輸入の届出	法23 令1⑥	—	—	—	—
<17の4④ >	揮発油輸入業者が自動車の燃料以外のものとして輸入し、輸入後に自動車の燃料として販売又は消費しようとする場合の届出※法17の4⑤において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—
17の4⑥	揮発油輸入業者等による変更の届出	法23 令1⑥	—	—	—	—
<17の4⑥ >	軽油輸入業者等による変更の届出 ※法17の8②において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
自治	○		
自治			
自治			
自治			

2-⑦ 法令名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<17の4⑥>	灯油輸入業者等による変更の届出 ※法17の10②において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—	自治			
<17の4⑥>	重油輸入業者による変更の届出 ※法17の12②において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—	自治			

2-⑧ 法令名: 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(S49法57)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①	二次以降の振興計画の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6	—	法定(7) 【経由】	—	—	法定(7) 【経由】			
5①	二次以降の振興計画の変更の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6	—	自治	—	—	自治		報告 6①	
5③	二次以降の振興計画の変更の認定取消 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6	—	—	—	—	自治		報告 6①	

2-⑨

法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(S42法149)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3①	液化石油ガス販売事業の登録	法95 令14①	—	自治	—	指示(j) (法95の2)	自治	—	指示(j)	
6	登録行政庁の変更の場合における届出等の受理	法95 令14①	—	自治	—	指示(j) (法95の2)	自治	—	指示(j)	
8	販売所等の変更の届出の受理	法95 令14①	—	自治	—	指示(j) (法95の2)	自治	—	指示(j)	
10③	液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出の受理	法95 令14①	—	自治	—	指示(j) (法95の2)	自治	—	指示(j)	
14②	書面の再交付命令	法95 令14①	—	自治	—	指示(j) (法95の2)	自治	—	指示(j)	
23	液化石油ガス販売事業の廃止の届出の受理	法95 令14①	—	自治	—	指示(j) (法95の2)	自治	—	指示(j)	
25	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し	法95 令14①	—	自治	—	指示(j) (法95の2)	自治	—	指示(j)	
26	液化石油ガス販売事業者の登録取り消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令	法95 令14①	—	自治	—	指示(j) (法95の2)	自治	—	指示(j)	
26の2	液化石油ガス販売事業者登録の消除	法95 令14①	—	自治	—	指示(j) (法95の2)	自治	—	指示(j)	
87①	関係行政機関への通報	法95 令14①	—	自治	—	指示(j) (法95の2)	自治	—	指示(j)	
90①	聴聞の特例	法95 令14①	—	自治	—	指示(j) (法95の2)	自治	—	指示(j)	
16③	液化石油ガスの基準に従った販売命令	法95 令14③	—	自治	—	指示(j) (法95の2)	自治	—	指示(j)	
39② I	販売制限免除の届出の受理	法95 令14⑤⑥	—	—	—	—	自治	—		

2-⑨

法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(S42法149)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
41	事業の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	自治			
42②	届出事業者の地位承継の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	自治			
43	事業変更の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	自治			
44	事業廃止の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	自治			
45	届出事項に係る情報の提供	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	自治			
46① I	輸出用の液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する場合の基準適合の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	自治			
49	届出事業者に対する改善命令	法95 令14⑨	令14⑨	—	—	—	法定 (1)			
50	届出事業者に対する表示の禁止	法95 令14⑨	令14⑨	—	—	—	法定 (1)			
90①	聴聞 ※法第50の規程に基づく権限の行使に係る場合に限る(届出事業者に対する表示の禁止に関するもの)	法95 令14⑨	令14⑨	—	—	—	法定 (1)			
82①	報告の徴収(液化石油ガス販売事業者の販売所に関するもの)	法95 令14⑩	令14⑩	自治 令13②	—	指示(i) (法95の2) 事後報告6② (令13⑧)	自治	○	指示(i) 事後報告(6②)	
83①	立入検査等(液化石油ガス販売事業者の販売所に関するもの)	法95 令14⑩	令14⑩	自治 令13③	—	指示(i) (法95の2) 事後報告6② (令13⑧)	自治	○	指示(i) 事後報告(6②)	
82①	報告の徴収(液化石油ガス器具等に関するもの)	法95 令14⑭	令14⑭	自治 令13⑦	—	指示(i) (法95の2) 事後報告6② (令13⑧)	自治	○	指示(i) 事後報告(6②)	

2-⑨

法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(S42法149)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
83①	立入検査等(液化石油ガス器具等に関するもの)	法95 令14⑭	令14⑭	自治 令13⑦	—	指示(i) (法95の2) 事後報告6② (令13⑧)	自治	○	指示(i) 事後報告(6②)	
83の2①	液化石油ガス器具等の提出命令	法95 令14⑭	令14⑭	自治 令13⑦	—	指示(i) (法95の2) 事後報告6② (令13⑧)	自治	○	指示(i) 事後報告(6②)	

2-⑩ 法令名： 電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3①	電気事業の許可	法114 令9 表I	—	—	—	—
6①	許可証の交付	法114 令9 表I	—	—	—	—
7	事業開始の開始期間の指定	法114 令9 表I	—	—	—	—
8①	供給区域等の変更許可/(1)供給区域/(2)供給の相手方たる一般電気事業者/(3)供給地点	法114 令9 表I	—	—	—	—
<7>	供給区域等の変更の許可を受けた場合の指定期間の延長等 ※法8③において準用	法114 令9 表I	—	—	—	—
9①	電気工作物の重要な変更の届出	法114 令9 表I	—	—	—	—
9②	電気工作物の氏名又は名称及び住所の変更の届出	法114 令9 表I	—	—	—	—
9④	電気工作物等の変更届出後の着手期間の短縮	法114 令9 表I	—	—	—	—
<9④>	設備の譲渡し等の変更届出後の着手期間の短縮 ※法13②において準用	法114 令9 表I	—	—	—	—
9⑤	電気工作物等の変更届出後の変更又は中止命令	法114 令9 表I	—	—	—	—
<9⑤>	設備の譲渡し等の変更届出後の変更又は中止命令 ※法13②において準用	法114 令9 表I	—	—	—	—
10①	事業の譲渡し及び譲受けの認可	法114 令9 表I	—	—	—	—
10②	法人の合併又は分割の認可	法114 令9 表I	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-⑩ 法令名： 電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
11②	相続による事業の承継の届出	法114 令9 表I	—	—	—	—
13①	設備の譲渡し等の届出	法114 令9 表I	—	—	—	—
14①②	事業の休止又は廃止の許可等	法114 令9 表I	—	—	—	—
15①②③	事業の許可の取消し等	法114 令9 表I	—	—	—	—
15⑤	事業の許可の取消し後の理由書の送付	法114 令9 表I	—	—	—	—
<15⑤>	特定電気事業者に対する供給地点を減少した場合の理由書の送付※法16④において準用	法114 令9 表I	—	—	—	—
16①	事業を開始しない場合の許可の取消し等	法114 令9 表I	—	—	—	—
22①③④⑦	卸供給の供給条件の届出、特例承認等	法114 令9 表I	—	—	—	—
23②③	供給約款等に関する命令及び処分	法114 令9 表I	—	—	—	—
34②	財務計算に関する諸表の提出	法114 令9 表I	—	—	—	—
35	償却等	法114 令9 表I	—	—	—	—
36②	濁水準備引当金取りくずしの特例許可	法114 令9 表I	—	—	—	—
9②	電気事業の用に供する電気工作物に関する事項の変更(重要な変更を除く)	法114 令9 表II	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-⑩ 法令名： 電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
17①	特定供給の許可	法114 令9 表Ⅲ	—	—	—	—
17④	特定供給の変更の届出	法114 令9 表Ⅲ	—	—	—	—
17⑤	特定供給の廃止の届出	法114 令9 表Ⅲ	—	—	—	—
26②	電圧に関する措置命令	法114 令9 表Ⅳ	—	—	—	—
30	業務の方法の改善命令	法114 令9 表Ⅴ	令9①	—	—	—
58②③	土地等を一時使用するときの許可	法114 令9 表ⅩⅣのⅡ	—	—	—	—
<58③>	他人の土地に立入るとき等の許可等 ※法59①②において準用	法114 令9 表ⅩⅣのⅢ	—	—	—	—
61①	電気事業者に対する植物の伐採又は移植の許可	法114 令9 表ⅩⅣのⅣ	—	—	—	—
61③	電気事業者からの植物の伐採又は移植の事後の届出受理	法114 令9 表ⅩⅣのⅣ	—	—	—	—
<61①>	自家用電気工作物を設置する者に対する植物の伐採又は移植の許可 ※法66において準用	法114 令9 表ⅩⅣのⅣ	—	—	—	—
<61③>	自家用電気工作物を設置する者からの植物の伐採又は移植する場合の事後の届出受理 ※法66において準用	法114 令9 表ⅩⅣのⅣ	—	—	—	—
105	一般電気事業者及び卸電気事業者の業務及び経理の監査	法114 令9 表ⅩⅤ	令9①	—	—	—
106③、 107②	電気事業者に対する報告の徴収、立入検査	法114 令9 表ⅩⅥ	令9①	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治	○		

2-⑩ 法令名： 電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
106④	自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対する報告の徴収	法114 令9 表XVII	令9①	—	—	—
107③	自家用電気工作物を設置する者又はボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者に対する立入検査	法114 令9 表XIX	令9①	—	—	—
111①②	苦情の申出等	法114 令9 表XXIII	令9①	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○		
自治	○		
自治	○		

2-⑪ 法令名： 家庭用品品質表示法(S37法104)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4①	違反業者に対する指示	法23② 省令1①	省令1①	自治令4①	—	事後報告6② (令4②)
4②	関係大臣に対する通知	法23② 省令1①	省令1①	—	—	—
10①	申出の受理	法23② 省令1①	省令1①	自治令4①	—	—
10②	申出による調査	法23② 省令1①	省令1①	自治令4①	—	—
19①⑤	報告徴収及び通知	法23② 省令1①	省令1①	—	—	—
19①⑤	立入検査及び通知	法23② 省令1②	省令1②	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告 (6②)	
自治	○		
自治	○		
自治	○		
自治	○		
自治	○		

2-⑫ 法令名： 電気用品安全法(S36法234)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3	事業の届出の受理	法56 令6①②	—	—	—	—
4②	届出事業者の地位承継の届出の受理	法56 令6①②	—	—	—	—
5	変更の届出の受理	法56 令6①②	—	—	—	—
6	廃止の届出の受理	法56 令6①②	—	—	—	—
7	届出事項に係る情報の提供	法56 令6①②	—	—	—	—
11	改善命令	法56 令6③	令6③	—	—	—
12	表示の禁止	法56 令6③	令6③	—	—	—
45①	報告の徴収	法56 令6④	令6④	法定(7)	令5①	事後報告6② (令5②)
46①	立入検査等	法56 令6④	令6④	法定(7)	令5①	事後報告6② (令5②)
46の2①	電気用品の提出命令	法56 令6④	令6④	法定(7)	令5①	事後報告6② (令5②)



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
法定(1)			
法定(1)			
自治	○	事後報告(6②)	
自治	○	事後報告(6②)	
自治	○	事後報告(6②)	

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3	一般ガス事業の許可	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
6①	一般ガス事業の許可証の交付	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
7	一般ガス事業の開始の届出の受理等	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
9①②④⑤	一般ガス工作物等の変更の届出の受理	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
11②	一般ガス事業者の地位の承継	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
13①②	事業の休止及び廃止の許可、法人解散の認可	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
15①②	一般ガス事業者に対する変更許可の取消し等	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
<14③>	一般ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたときの理由書の送付 ※法15の③において準用	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
17①④⑤⑦⑧	供給約款の認可等	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
18	供給約款に関する命令及び処分	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
20ただし書	供給約款等以外の供給条件の認可	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
22①③ただし書④⑥	一般ガス事業者による託送供給の届出の受理等	法52の2 令13表 I	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<22①>	一般ガス事業者による託送供給の変更の届出の受理 ※法22② において準用	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
22の2① ③④⑤	一般ガス事業者による託送供給に係る料金その他の供給条件についての届出の受理等	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
22の5① ④～⑥⑦	供給区域外への供給の届出の受理	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
<22の5④ ⑤⑥>	供給区域外への供給の変更の届出の受理 ※法22の5⑧において準用	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
23①③④ ⑤	供給区域外への大口供給の届出の受理	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
24	供給区域外へのガスの使用者に対して導管によりガスを供給する場合の届出の受理	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
25①②④ ⑤	ガスの供給計画の届出の受理	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
25の2②	一般ガス事業者に対する大口供給に係る事業の運営の改善措置命令	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
26②	財務計算に関する諸表の受理	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
26の2②	業務区分ごとの収支状況を記載した書類の受理	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
27	減価償却等に関する命令	法52の2 令13表 I	—	—	—	—
<7>	供給区域等の変更の許可 ※法8①③において準用	法52の2 令13表 II	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
10①	事業の譲渡及び譲受けの認可	法52の2 令13表Ⅲ	—	—	—	—
10②	法人の合併及び分割の認可	法52の2 令13表Ⅲ	—	—	—	—
15	供給区域等の変更の許可の取消し	法52の2 令13表Ⅳ	—	—	—	—
17①④⑤ ⑦⑧	供給約款の認可等	法52の2 令13表Ⅳ	—	—	—	—
18	供給約款に関する命令及び処分	法52の2 令13表Ⅳ	—	—	—	—
20ただし書	供給約款等以外の供給条件の認可	法52の2 令13表Ⅳ	—	—	—	—
22の4②	一般ガス事業者に対する託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令	法52の2 令13表Ⅴ	令13①	—	—	—
25の2①	一般ガス事業者に対する改善命令	法52の2 令13表Ⅵ	令13①	—	—	—
25の3	供給区域の調整等の勧告	法52の2 令13表Ⅶ	—	—	—	—
37の2	簡易ガス事業の許可	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—
37の3①	簡易ガス事業の許可の申請の受理	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—
37の5①	簡易ガス事業の許可証の交付	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治	○		
自治			
自治			
自治			

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<8①>	簡易ガス事業の供給区域等の変更 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—
<9①②④⑤>	簡易ガス工作物等の変更の届出の受理 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—
<10①>	簡易ガス事業の譲渡及び譲受けの認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—
<10②>	法人の合併及び分割の認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—
<11②>	簡易ガス事業者の地位の承継 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—
<13①>	簡易ガス事業の休止又は廃止の許可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—
<13②>	法人の解散決議又は総社員の同意の認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—
<14①②③>	簡易ガス事業の許可の取消し等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—
<14③>	簡易ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたときの理由書の送付 ※法37の7①において準用、法15③において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—
<15①>	簡易ガス事業の変更許可の取消し ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—
47の5①	消防庁長官に対する通報	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—
37の6の2	供給約款等以外の供給条件の認可	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			